

旧三芳町清掃工場等の利活用における 対話型市場調査の結果を公表します

旧三芳町清掃工場等の跡地活用について、利活用における用途や市場性の有無を把握するため、対話型市場調査(企業等の皆様との対話)を実施しましたので、その結果を公表します。

1. 経緯

平成28年12月1日	実施要領の公表
平成28年12月21日	事前説明会：2事業者
平成29年2月22日～平成30年2月14日	対話の実施：1事業者

2. 公募時要件について

○三芳町が利活用を検討している旧三芳町清掃工場等の概要

(1) 土地

所在地：三芳町大字上富 1598-3 ほか全 12 筆

敷地面積：19,466.84 m²

区域区分：市街化調整区域

用途地域：無指定（建ぺい率 60%、容積率 100%）

その他：土壌汚染の有無は未確認

(2) 建築物

全 11 棟

○提案の条件等

(1) 前記の各施設等の利活用方法について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアをご提案ください。なお、提案は施設全てでも、いずれか 1 施設等のみについてでも結構です。

(2) 現在、土壌汚染調査は行っていないため、土壌汚染の有無は未確認です。

- (3) 旧施設は売却又は貸付いずれも可とします。ただし基本条件として土壌汚染はあるものとし、対策費用については、事業者の負担とします。
- (4) 既存施設は使用または撤去いずれも可とします。既存施設を撤去する費用は、事業者の負担とします。また、ふれあいセンターは現在の耐震基準を満たしていないため、既存施設を使用する場合の必要な耐震対策費用は、事業者の負担とします。
- (5) 敷地内に隣接している「太陽の家」については、現時点及び今後も稼働するものとし、ただし、提案上これらの敷地及び建物を含める必要性がある場合は、一体化した提案ができるものとし、
- (6) 最終処分場については、現在稼働中ですが、廃止するか存続するかを含め、活用に関する提案を受け付けるものとし、なお、廃止とした場合は、2年以上の水質に関するモニタリング等が必要となる場合があります。
- (7) 三芳町の収入がマイナスとならない内容での提案としてください。
- (8) 提案いただくアイデアを実現するための条件（規制緩和等）についてもお聞かせください。

3. 結果概要

(1) 対話の参加者

1 事業者

(2) 事業者からの提案概要

① 活用方法について

- ・敷地全体を活用した、民間施設の建設提案

(※事業者の知的財産に係るため、具体的な提案内容は省略します。)

② 本町への貢献等について

- ・町の政策とコラボ可能な新たな価値の創出を図る。
- ・清掃施設という負のイメージを官民連携でプラスなイメージへの変換を図る

③ 事業スキームについて

- P P P (Public - Private - Partnership) による活用方法提案
企画・計画段階から民間企業が加わり、民間の独自ノウハウで、より効率的な運営を目指す手法

- 土地活用方法（開発許可の認可方法支援）による意見
- 立地について
 - ・市街化調整区域であるため開発制限がある点
 - ・埋設物が一部不明であるため、改修費用の予測が困難

④ その他ご意見

- ・民間ノウハウの活用を促すために、細かな条件を付し過ぎることは避けてもらいたい。
- ・民間事業はスピード感が重要でもあることから、時期を逸しないようお願いしたい。

4. 今後の予定

いただいたご意見を参考に、民間活力を活かした事業手法の検討を進め、事業者公募に向けた準備を行います。

5. お問い合わせ

【連絡先】

三芳町役場 財務課 管財契約担当 担当：三浦、新村
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1
電話：049-258-0019（内線 416） F A X 049-274-1055
連絡先メールアドレス：kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp